

とものつくろう みんなの夢大地

さらべつ議会

発行／更別村議会 編集／議会運営委員会



2月13日、総務厚生常任委員会の所管事務調査が行われ、担当者からごみの減量化・リサイクルの取り組み状況について説明を受けた後、リサイクルセンターの現地調査を行いました。

ごみ減量化の状況を調査

2024

5

Vol.188

- | | |
|-----------------|--------|
| ■ 第1回定例会 | P 2～5 |
| ■ 第1回臨時会、審議結果 | P 6～7 |
| ■ 一般質問～4人の議員が登壇 | P 8～12 |
| ■ 委員会レポート | P 13 |
| ■ 議会日誌 | P 14 |

一般会計に関する付帯決議を可決 6会計 78億1,275万円 令和6年度予算を可決

第1回 定例会



令和6年第1回定例会は、3月11日から19日、9日間の会期で行われました。開会日の11日は条例の改正6件、計画の変更5件、規約の変更など4件、各会計補正予算、及び発議1件が審議されました。12日は、4人の議員が4項目の一般質問を行い、村長の見解を質しました。

14日・18日は、2日間にわたり新年度予算が審議されました。

このうち一般会計予算では、原案に対する修正案が提出されましたが修正案は否決、続いて一般会計予算に関する付帯決議案が提出され、原案どおり可決されました。

また18日には一般会計補正予算（追加提案）が審議されました。提案された議案等はそれぞれ可決され、会期を1日残して閉会しました。

3月11日審議分

■条例の改正

▼会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定

地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当支給が可能となったことから、フルタイム会計年度任用職員は常勤職員に準じた内容に改めるとともに、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当に関する規定を加えるなど、所要の改正を行うものです。

▼水道事業給水条例の一部を改正する条例制定

水道法の改正等に伴い、所管する省庁が変更したことから、条文を改めるものです。

▼介護保険条例の一部を改正する条例制定

介護保険法施行令の一部を改正する政令等の施行により、第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定し、介護保険料を改正するなど事業の円滑な運営を図ることから、関係する条文を改めるものです。

▼指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定

厚生労働省令の改正に伴い、指定介護予防支援等の事業の人員等の基準が改正されたことから、関係する条文を改めるものです。

▼特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定

法改正並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、関係する条文を改めるものです。

▼学校給食センター設置条例の一部を改正する条例制定
学校給食費の徴収・管理事務について、令和6年度から公会計化（教育委員会において実施）することから、関係する条文を改めるものです。



計画の変更

▼辺地に係る公共的施設の総合整備計画変更

○北更別・旭・平和辺地

○勢雄・更別東辺地

○更別・昭和・更南辺地

○南更別・香川・更生辺地

○上更別南・東栄・協和辺地

農村地区を5地域（辺地）に区割り策定する「辺地に係る公共的施設の総合整備計画」

について、各辺地における事業費、事業内容（道路・橋りよつ、農業基盤整備事業、下水道処理施設浄化槽など）の変更・追加等に伴い、計画を変更するものです。

規約の変更

▼中札内村及び更別村指導主事共同設置規約の変更

教育委員会に配置する指導主事について、令和6年度から執務場所が更別村に変更となることから、関係する規約の内容を改めるものです。

村道路線の廃止・認定

▼村道路線の廃止

▼村道路線の認定

宅地造成（花園プラムタウン）に伴う道路工事の施行に関し、村道路線の延長に変更が生じたため、既設の5路線を廃止し、新たに花園1丁目線他5路線を認定するものです。

区域外施設の利用

▼区域外の公の施設の利用

大樹町の施設である南十勝こども発達支援センターについて、本村を含む近隣5町村

で共同利用しているところですが、幕別町が利用を終了することから、改めて利用に関し協議するため議決するものです。

条例の制定

▼議会議員の請負の状況の公表に関する条例制定

地方自治法が改正され、議員個人に係る請負の規制が緩和されました。一方、議員の請負状況について透明性の確保が必要ことから、村に対して請負を行った議員は議長への報告を、議長には報告内容の公表を定める条例を新たに制定するものです。

補正予算

▼令和5年度一般会計補正予算並びに特別会計補正予算

能登半島地震被災地への災害義援金の追加、公共施設等整備基金積立金の増額、事業費確定等に伴う不用額の減額等を主とする、一般会計並びに5特別会計の補正予算が提案され、それぞれ原案どおり可決されました。

令和5年度補正予算の内訳

【第1回定例会（3/11～3/18）分】

（単位：万円）

会計区分			補正額	補正後の予算額	主な増減内容
一般会計（第9号）			△1億5,711	65億3,465	・ 寄付金管理基金積立金の減額 ・ 長期債繰上償還元金の増額 ・ 事業完了に伴う執行残の減額
特別会計	国保会計	事業勘定（第4号）	995	5億9,828	・ 一般被保険者療養給付費等の減額 ・ 直営診療施設勘定繰出金（施設整備分）の増額
		診療施設勘定（第4号）	△3,635	5億4,322	・ 国保診療所改修工事の完了等、執行残の減額
	後期高齢者医療事業（第2号）		△14	6,064	・ 後期高齢者医療広域連合納付金の減額
	介護保険	事業勘定（第4号）	1,731	4億1,248	・ 介護サービス等諸費の増額、執行残の減額
		サービス事業勘定（第4号）	28	242	
	簡易水道事業（第4号）		△717	3億480	・ 事業完了に伴う執行残の減額
	公共下水道事業（第4号）		△1,422	2億8,409	・ 事業完了に伴う執行残の減額

3月14・18日審議分

■当初予算

▼令和6年度一般会計予算並びに特別会計予算

令和6年度当初予算の審議は2日間の日程で行われ、14日は一般会計歳入を、18日には一般会計歳入及び各特別会計の歳入歳出の審議が行われました。

一般会計は56億7千875万6千円となる原案に対し、斎藤議員から更別スーパビレッジ構想推進事業・助成金を減額する修正案が提出され

ました。提案理由は「事業に村民の要望や意見が反映されていない、との声が少なくない。その背景として、①助成金を受けるソーシャルナレッジバンク合同会社の業務執行役員は過半数が村外であること、②代表社員と受注する企業が利益相反の構造にあること、以上から原案は承認したいと判断した。一方、事業の突然の停止を避けるため、予算の12分の1（1か月分）に減額とした。その間に体制を立て直して頂き、その後補正予算により継続されることを願う」というものです。

質疑・討論を経て、起立採決の結果、修正案は賛成者少数で否決、原案は可決されました。

また原案可決の後、一般会計予算に関する付帯決議が提出され、原案どおり可決されました。

各特別会計はそれぞれ原案のとおり可決されました。

討論

〔原案に対する賛成討論〕

高木議員 原案に賛成する。スーパビレッジ（SV）構想は、確かに進んでいない部分はあるが、国に申請し採択された事業。住民の声についても、アンケート等を実施し意見集約を行っており、今は調整段階。村には、事業が計画どおり進むよう努力してほしい。今後の事業の推進状況により判断したい。

小谷議員 原案に賛成する。必要な予算と認識している。心配もあるが、道半ばである。修正案の提案説明は、事業に反対するだけの強い文言ではなかった。

荻原議員 原案に賛成する。SV構想は、始めてすぐに結果が出るものではない。村民の理解も広がってきた。今事業をやめるのは、逆に村民に対して失礼。構想成功のために予算を承認し、次の段階に進むべきと考える。

太田議員 原案に賛成する。これまで各議員が指摘のとおり課題はある。しかしこれは、村が国からの信頼を得て交付金により進めていく事業。村民の意見が色々あることも承知するが、道半ばで諦めることは、過去2年間（約10億円）の交付金返還のリスクが大きい。村にはこれまでの課題を認識した中で、村民のためになるよう事業を推進してほしい。

安村議員 原案に賛成する。修正案の説明で、住民の多数がこの事業に反対との発言があったが、調査による実数ではない。一方、住民参画に対して疑問との意見には同意する。事業の一

議案の修正について

議員には職務を遂行するための権限が与えられており、その一つに動議提出権があります。動議とは、主に会議の進行または手続きに関し、議員からなされる提議のことです。村長などが提出した議案（原案）に対する修正の提議を行うための動議は「修正動議」と呼ばれており、原案の内容を削除、減額、追加などにより変更することを「議案の修正」と言います。

部は実証も兼ねており、今後の運営に向けて早急な判断は難しい。村には今後も説明会等により住民参画を得られるよう、1年間努力してほしい。

〔修正案に対する賛成討論〕

尾立議員 修正案に賛成する。合同会社に公共事業を一任していると理解する。村民に対して情報の開示を望む。例としてコミュニティナースについて、現在拠点とする事務所がなく、準備してほしいとの住民の声があったが、会社事業であり口も挟めない状況。こうした点の解決を求め、一旦事業をストップし、問題点の組み直しをするとの意味で賛成する。

■付帯決議

令和6年度一般会計予算の可決後、安村議員より一般会計予算に関する付帯決議案が提出されました。

提案の要旨は「①歳出・教育費における学校用務員業務委託料、並びに更別小学校校舎等改修工事（グラウンド改修）について、実施内容・時期等のPTA等への説明、及びグラウンド整備費用・用務員業務費用を含めて精査し実施すること。②歳出・教育費における国際交流事業「飛び出せワールド」について、生徒間格差の助長につながるよう、募集人員の規模・費用負担について、公正なものとなるよう努めること。以上について慎重かつ適正な執行を求める」というもので、原案どおり可決されました。

▼付帯決議とは…

議会又は委員会における審議の対象である事件の議決に当たって、付随的につけられる意見又は要望の決議のことです。議案の可否だけでは議会の意思が十分に示されない

場合があるため、議会の希望

として付帯決議を行うことがあります。なお、議決の効果があり、条件を付けることができないことから、付帯決議は議会の単なる希望であり、法的な拘束力はありません。

■補正予算

▼令和5年度一般会計補正予算（追加提案）

除雪事業委託料を追加する補正予算が追加提案され、原案どおり可決されました。

○補正額

1千万円

○補正後の予算額

65億4千465万7千円



令和6年度 各会計当初予算

(単位：万円)

■一般会計 歳出の性質別内訳

会 計 区 分		令和5年度 6月補正後予算	令和6年度	前年比(%)
一般会計		56億9,064	56億7,876	△ 0.2
特 別 会 計	国保会計			
	事業勘定	5億8,077	5億8,931	1.5
	診療施設勘定	5億8,080	3億9,154	△ 32.6
	後期高齢者医療事業	6,247	6,792	8.7
	介護保険			
	事業勘定	3億9,026	4億1,255	5.7
	サービス事業勘定	213	228	6.7
簡易水道事業		2億6,575	3億3,436	25.8
公共下水道事業		2億9,235	3億3,603	14.9
合 計		78億6,517	78億1,275	△ 0.7

区 分	予算額 (単位：万円)	構成比 (%)
人件費	8億9,371	15.7
物件費	9億4,135	16.6
扶助費	2億9,146	5.1
補助費等	13億3,898	23.6
普通建設事業費	9億2,566	16.3
公債費	5億9,184	10.4
積立金	1億5,493	2.7
繰出金	3億3,138	5.9
その他	2億945	3.7
合 計	56億7,876	100.0

◆ 次回の定例会は ◆

6月3日(月)
午前10時 開会予定

【傍聴にお越しく下さい】

議会での議論を通じて、村の現状や課題を知ることができます。村政が皆さんにより身近なものとなりますので、お気軽にお越しください。

※インターネット中継もご利用ください！





敷地内の舗装など外構工事を実施
地域創造複合施設整備事業
3,054万円



「花園プラムタウン」R7分譲開始に向けて
宅地分譲整備事業
9,673万円

気になる

令和6年度 予算の使い道は



コテージの屋根・外壁塗装などを実施
カントリーパーク改修事業
1,747万円



住民票等のコンビニ交付がスタート
更別スーパービレッジ構想推進事業
3億9,978万円



移転改築に向けた実施設計
学校給食センター改築事業
964万円

その他の 主な事業

- ・乗合タクシー運行事業（運行の拡充）
- ・道路改良舗装事業（防塵処理舗装）
- ・老人保健福祉センター改修（屋上防水他）
- ・国営かんがい排水事業新更別地区
- ・障がい者福祉ホーム整備事業（実施設計）
- ・学校施設改修事業（小中学校に電子錠設置他）



○補正後の予算額
1千633万1千円
66億9千177万1千円

○補正額

おり可決されました。

物価高騰の影響が大きい住民税均等割のみ課税世帯、及び低所得者の子育て世帯に対する支援としての給付金、並びに素牛価格の低迷と飼料・資材等価格高騰の影響を受けている黒毛和牛農家に対して支援を行う経営安定対策助成金の追加を主とする一般会計補正予算が提案され、原案どおり可決されました。

算（第8号）

令和6年第1回臨時会が、1月26日に行われました。
▼令和5年度一般会計補正予算（第8号）

第1回臨時会

第1回臨時会 審議した議案と各議員の賛否

※織田忠司議長は採決には加わりません

種類	件名	太田綱基	安村敏博	斎藤憲	尾立要子	小谷文子	荻原正	高木修一	審議結果
議案	令和5年度一般会計補正予算（第8号）の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決

第1回定例会 審議した議案と各議員の賛否

※織田忠司議長は採決には加わりません

種類	件名	太田 綱基	安村 敏博	斎藤 憲	尾立 要子	小谷 文子	荻原 正	高木 修一	審議 結果
議案	会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	介護保険条例の一部を改正する条例制定の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	学校給食センター設置条例の一部を改正する条例制定の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	北更別・旭・平和辺地に係る公共的施設の総合整備計画変更の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	勢雄・更別東辺地に係る公共的施設の総合整備計画変更の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	更別・昭和・更南辺地に係る公共的施設の総合整備計画変更の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	南更別・香川・更生辺地に係る公共的施設の総合整備計画変更の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	上更別南・東栄・協和辺地に係る公共的施設の総合整備計画変更の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	中札内村及び更別村指導主事共同設置規約の変更の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	村道路線の廃止の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	村道路線の認定の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	区域外の公の施設の利用の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	令和5年度一般会計補正予算（第9号）の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	令和5年度国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	令和5年度後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	令和5年度介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	令和5年度簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	令和5年度公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	令和6年度一般会計予算に対する修正案	×	×	○	○	×	×	×	否決
	令和6年度一般会計予算の件	○	○	×	×	○	○	○	原案可決
	令和6年度国民健康保険特別会計予算の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	令和6年度後期高齢者医療事業特別会計予算の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	令和6年度介護保険事業特別会計予算の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	令和6年度簡易水道事業特別会計予算の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	令和6年度公共下水道事業特別会計予算の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	令和5年度一般会計補正予算（第10号）の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
発議	議会議員の請負の状況の公表に関する条例制定の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
決議	「議案第23号 令和6年度更別村一般会計予算」に関する付帯決議	○	○	○	○	○	○	○	原案可決

一般質問



4人の議員が 4項目について質問

■ 一般質問とは ■

議員が村政全般にわたり、執行機関（村長など）に対して事務の執行状況や将来の考え方について所信を問うこと、または報告や説明を求め疑問をたずねることです。

更別村議会では、議員があらかじめ議長に質問の趣旨を知らせる「通告制」により、議員はその内容に沿って質問します。一問一答方式とし、質問時間は1人90分以内、質問回数は1項目3回までとしています。

*議会広報では、1回目の内容のみ答弁を要約して掲載しています。

詳しい内容は議会中継（更別村議会 Youtube チャンネル）、または会議録をご覧ください。

動画は
こちら

ページ	質 問 事 項	質問議員	 3/12 午前
9	福祉ホーム実施設計に反映する障がい者支援策等について	荻 原 正	
10	奨学金の代理返還について	斎 藤 憲	
11	更別スーパービレッジ構想の進捗状況について	尾 立 要 子	
12	2040年問題と「8 掛け社会」到来に向け取り組むべき対策について	安 村 敏 博	

福祉ホーム実施設計に反映する障がい者支援策等について

長——福祉ホーム整備とともに今後の就労支援策を検討する村



荻原議員

荻原議員 福祉ホームの建設

については昨年の12月定例会一般質問において村長から答弁があり、今年1月25日の全員協議会においても担当者より検討案が示されましたが、新年度には実施設計の委託業務が始まることから、「障がいのある方の住まいの場」を今後どのように運営し、入居者やその家族にどのような安心を提供できるのかを早急に且つ明確に示さなければ村民が納得できる施設にはなり得ないと考えられるため、福祉ホームの運営に関わる村の考え方として以下の3点について質問いたします。

1. さらにべつ版【福祉ホーム】として日中活動支援事業「サ

ツチャル館」の機能を持たせるとされているが、これに併せて精神保健福祉士等の専門員を施設に配置し、障害者地域生活支援センター的な機能を持たせることについての考え方について。

2. 障害のある方が生涯自立した生活を送るためには「安心して暮らせる住まいの場の提供」と「就労支援」がセットにならないければならないと考えるが、村が把握する村内事業所における障がい者雇用の現状と村の関わり、及び今後の村の「就労支援」の方策について。

3. 計画案では緊急時等のショートステイも含め居室10戸となっているが常時入居者を何戸と想定し、その算出根拠を示していただくと共に、村外者の受け入れについてはどのように考えるのか。

村 長

平成18年9月策定

のリラクタウン構想における障がい者支援の再構築を進めるため関係者と協議・検討を進めてきた、障がいのある方の住まいの場の整備「福祉ホーム」については、昨年の12月議会定例会一般質問での答弁、及び今年1月の議会全員協議会で、その時点での経過も含めた検討状況、及び建設予定地と運営主体について報告をさせていただいたところです。

ご質問の1点目ですが、今回、福祉ホームの整備にあたり先進地視察し、参考とした施設は居住支援部門の「福祉ホーム」と、相談支援部門の「基幹相談支援センター」の機能を併せ持つ施設であり、「障害者地域生活支援センター」は、その複合施設の名称です。基幹相談支援センターに配置する専門職は相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師などです。

村では、同様の相談支援部

門は保健福祉課内に「障害者相談支援事業所」として設置しており、これは介護保険法に基づく地域包括支援センターと一体的な相談窓口として設置できるものであり、保健師、社会福祉士の4名体制で、各種相談や障害者サービス利用計画の作成などを行ってまいりますので、新たに精神保健福祉士を配置することは考えておらず、引き続き、保健福祉課が相談支援などを行ってまいります。

村で整備する福祉ホームには、障がい者の活動の場である日中活動支援事業「サツチャル館」機能を併せ持ち、保健師などがかわりを持ちながら運営を行っていきます。

ご質問の2点目ですが、障害者雇用促進法における令和5年度の法定雇用率は民間企業で2.3%、従業員数43・5人以上の事業所で1名以上雇用しなければならぬとされています。法定雇用率は、各事業所から国へ報告するため、村内事業所の状況は把握できませんが、参考に、更別村役場の障害者雇用率は3.97%、4人となっています。

村の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者は延べ203名、内18歳から59歳までの方は延べ50名であり、その多くは事業所への就労、就労継続支援A型・B型を利用するなどしています。18歳未満の手帳所持者が一定数いますので、今後の就労支援の方策について協議・検討を深める必要があります。

ご質問の3点目ですが、先進地視察先では居室12室、内3室は緊急用・体験用としていたことから、これらを参考に、村では居室10室、内2室は緊急用・体験用として整備する予定です。また村外者については、地域密着型施設等のように制約はないため、柔軟な受け入れを考えています。令和6年度の実施設計では、これまで同様、自立支援協議会や各関係者との協議を深め、伴走型で進めてまいります。

福祉ホーム整備がゴールではありませんので、障がいをお持ちの方々が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、取り進めてまいります。

奨学金の代理返還について

長——制度創設に向けて調査検討する



斎藤議員

斎藤議員 大学進学率は全国で6割、北海道で5割に達し、そのほとんどが4年制大学です。大学はもはや一部の特別な人ものではありません。

大学生の約半数が主に日本学生支援機構の奨学金の貸与を受け、卒業後十数年間にわたって、おおむね毎月1万円以上を返還していますが、これは大きな負担です。そのため返還中の若者が結婚や子供を持つことに消極的になり、少子化を助長しているという調査結果もあります。奨学金返還はもはや個人の問題でなく、社会問題と言えます。

本来は国が対応すべき問題はありますが、3年前の4月に日本学生支援機構の奨学金

を雇用者が代理返還する場合は本人の所得としない制度が導入されました。2月7日の北海道新聞によれば道内99社がこの制度を利用しています。

代理返還制度を村が役場職員に適用すれば役場の人材確保に有効であり、村内在住者に適用すれば移住定住促進策となり、代理返還をする村内企業に補助金を支出すれば、村内企業の採用活動支援となります。そしてそのどれも、間接的ですが少子化対策となります。必ずしも返還金額の全額を支援する必要はないので、比較的少ない予算でこの施策を試みることも可能です。奨学金の代理返還を検討する意向はあるか、伺います。

村長

教育費の負担軽減対策については、令和5年12月に閣議決定された「こども未来戦略」において、教育費の負担が理想のこども数を持たない大きな理由の一つとな

っているとの声があることから、教育の機会均等を図る観点からも着実に取組を進めていく必要があるとされ、利用可能な年収上限の引き上げなどの奨学金制度の拡充などが図られることとなっています。

また、内閣官房においても、東京圏への一極集中傾向の継続により、若年層を中心として地方から東京圏に人口が流出していること等によって、地方における生産年齢人口の減少に加え、消費市場の減少による地域経済の縮小化など、様々な社会的・経済的な問題が生じていることから、奨学金を活用した若者の地方定着促進要綱が制定され、地方自治体が行う奨学金返還支援に対する費用に対し、措置率0.5で特別交付税措置が行われることとなっています。

議員のご提案のとおり、奨学金返還支援は、移住・定住、地域の働き手の確保、少子化対策に効果が期待できるもの

奨学金制度の状況

(日本学生支援機構の調査等より)

■ 奨学金の種類

・給付型 ・貸与型(有利子・無利子)

■ 就業後の標準返済額

・300万円無利子(第1種)の場合
償還年数:17年、×年約17万円
＝月返済額 14,706円

(貸与総額により返還年数が定められる)

■ 貸与奨学金利用者数 113万人

(R4 学生支援機構の利用者、延べ人数)

年間貸与額 8,477億円 (第1・2種)

≡ 年間 約75万円/人平均

⇒ 4年間で300万円/人

【就職後の支援状況】

- 一部企業等～奨学金を代理返還
⇒ 代理返還制度の道内利用数:99事業所
(R3年より返済支援金は非課税)
- 地方自治体～返還者への直接支援、代理返還を行う企業への支援等
- 国～支援取組自治体へ特別交付税措置

【課題】

- ・学生～就職後の負担、将来不安
- ・企業～人手・人材の不足
- ・自治体～若者の都市部流出、地域の働き手の不足

であり、制度創設に向けて調査検討してまいりたいと考えております。

なお、国の財政措置の対象とするためには、まち・ひと・しごと創生法に規定されている総合戦略への位置付けが必

要となっておりますことから、令和6年度に策定する「第3期更別村デジタル田園都市国家構想総合戦略」への搭載を目指して進めてまいります。以上、お答えいたします。

更別スーパービレッジ構想の進捗状況について

長——村民の意見等を参考に、デジタル活用による
村——課題解決に向け事業を推進する



尾立議員

尾立議員 更別スーパービ

レッジ構想の取り組み全体を包
含する理念、プロジェクト・
コンセプトおよび、取り組み
の現状について質問します。

大型の補助金事業である更
別スーパービレッジ構想は、
3年目の予算審議に突入しま
すが、「関心をもつきっかけ
が見つけられない潜在的ユー
ザーを素通りにしているのでは
」といった憂慮の声が聞かれま
す。12月定例会の一般質問で
お尋ねしましたが、全体像の
周知方法について検討すると
のご答弁でした。また、村内
の移動手段数も増える一方で、
それぞれの制約から戸惑いを
覚える方がいらっしゃるこ
も無視できません。そこで再

びお尋ねします。レンタルス
マホ、電動キックボード、脱
炭素と、更別スーパービレッ
ジ構想と関連づけられている
ものから、企画の広がりを感じ
させられるところです。更
別スーパービレッジ構想から
村はどこへ向かっているのか、
補助事業後も見据えた全体像
と今後の方針などについてご
回答をお願い致します。2月
21日、24日に説明会がありま
したが、参加者は全体で50名
に届いておらず、政策への共
鳴が得られていないのではな
いかと心配です。各サービス
の補助金終了後の継続性につ
いて、村民のいかなるニーズ
に応える形で何を継続するの
か、またスーパービレッジ構
想における自動運転と現行の
乗合タクシー、村民バスなど、
今後の村全体の移動手段につ
いて方向性をお伺い致します。

最後に、合同会社ソーシャ
ル・ナレッジ・バンクの活動・

資金利用の事業ごとの詳細は
開示されるのか、村民目線で
の「必要なサービス・そうで
ないもの」についての村民の
要望・意見はどのように反映
されるのか、具体的にぜひご
説明をお願い致します。

村 長 デジタル田園都市

国家構想の理念にありますよ
うに本村では地域の豊かさを
そのままに、都市と同じ又は
違った利便性と魅力を備えた、
地域づくりを目指しておりま
す。「暮らし」や「産業」の
領域で、デジタルの力で新た
なサービスや共助のビジネス
モデルを生み出しながら、デ
ジタルの恩恵を地域の皆様に
届け地域の活性化を図るため
「更別スーパービレッジ構想」
を推進しております。

デジタルを住民の皆様に届
けるためには、村民への周知
は重要であり、丁寧に様々な
手法を用いて実施することと

しております。2月21日と24
日の村民への説明会では計45
名の方に参加をいただきました。
また、行政区懇談会での説明
も行っており188名の参加
をいただき周知の徹底を図っ
ております。

補助金終了後の事業の継続
性につきましては、政策課題
を政策目的に変換し、総合的、
効率的に実現が図れるようデ
ジタルを活用しながら課題解
決を図るものとして事業を実
施しております。村民のニー
ズの活用という点では、参加
者数や利用者の意見

も参考に判断してい
くこととなりますが、
同様に移動手段につ
いては、本村にとっ
て大きな政策課題と
して捉えております
ので、様々な移動手
段がある中で総合的
に判断をして事業の
継続性について見極
めてまいります。

繰返しになります
が、村民の要望・意
見を参考に費用対効
果など総合的に判断
して事業の継続につ



無料スマホ相談会は隔週で水曜日に開催
(会場：サテライトオフィスさらら)

いて判断してまいります。
最後にソーシャルナレッ
ジバンク合同会社の事業ごとの
助成金の活用状況につきまし
ては、同社と開示に向けて手
法等について具体的に協議し
ており協議が終わり次第開示
いたします。

以上、引き続きのご指導と
ご協力を賜りますようお願い
申し上げます。答弁とさせてい
た

2040年問題と「8がけ社会」到来に向け 取り組むべき対策について

長——現行事業の継続と有効な対策を研究し、
担い手の確保に努める



安村議員

安村議員 村政執行において、

これまでの戦略・計画において地域活性化に寄与している

とは言い難い現状にあると認識しています。自治の根幹として、担い手確保対策を前提

とした対策が劣っていた事に起因します。まして、近づく

2040年問題について、誰しもが危惧している少子高齢

化、人口減少と地域格差。加えて「働き手不足」到来を踏

まえると早急な対策を講ずる必要があります。今、大切な

事は、ロスト・ゼネレーション、社会を担う人材を如何に

確保し、基幹産業である農業を核とした地域社会を再構築

して行くのか。悩ましい課題ではあります。地域持続可

能性のための施策が求められます。つまり、子育て支援、高齢者対策への政策支援に加え、社会経済の中核を担う人員、労働力を如何に確保していくかが重要であり、それらに拘わる基本指針をしっかりと打ち出し、汗をかく気構えが必要で

す。現状人口3130人対し、未就労、65歳以上の高齢者数が推計2千人弱で約6割、実質生産年齢人口が1200人弱で約4割。2040年問題での推定生産労働力が8割「8がけ社会」との予測からすると、900人程度、更に、毎年30人ほどの人口流失により労働力の低下からすると、到底、地域社会を支える事が出来ません。早急に幅広い人材確保が必要と考えます。今、

デジタル田園都市国家構想推進での雇用拡大等の期待に加え、行政業務、村内外各事業者並びに農業における雇用・

就業拡大対策を講ずる考えはないでしょうか。財政的負担も生じますが、商工業の事業承継対策、農業後継者複数就業支援、各事業者に対する雇用支援枠拡充など、定住促進強化と労働生産性確保を兼ね備えた推進こそが行政に課せられた責務であると考えます。

特に街づくり、人づくりに一倍熱心な村長ですから、何かしらの秘策をお持ちの事と思いますし、早急に政策立案をしなければ10年、15年後には到底間に合いません、是非とも前向きなご答弁をお願い致します。

村長

昨年12月に国立社会保障・人口問題研究所から「日本の地域別将来人口推計」が公表され、道内の人口減少、少子高齢化は全国を上回るスピードで進んでいると報道されています。本村においても15歳以上64歳以下の生産年齢

人口は、2020年の国勢調査の対比で、2040年（令和22年）には1706人から1274人と推計、25・3%の減少が見込まれ、「8がけ社会」が現実を訪れる可能性が高くなっているところです。

村では令和2年度に「第2期 更別村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定するとともに、人口減少に関する村民認識の共有と今後目指すべき将来方向を提示する「人口ビジョン」を策定していま

す。このビジョンを踏まえて、令和5年度に見直しを行った「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定しています。

この中で「基本目標1」において、「農業・商工業の担い手確保」「村内就労への支援」「創業支援の推進」などに取

り組んでいるところです。また、第6期総合計画「第2章

産業が元気なまちづくり」においても施策・方針を位置

づけ、取り組みを進めています。こうしたことから、引続き

農業の担い手確保に向けて「新規就農者等育成支援制度」を中心とした取り組みを継続するとともに、議員のおつしや

る「農業後継者複数就業支援」についても事業の効果などについて検証を進め、現行施策での対応状況の確認なども行い、担い手確保に向けた取り組みを進めてまいります。

商工業の事業承継対策については、ふるさと創生基金事業の後継となる「起業・創業等支援事業」を新たに立ち上げ、その中に「事業継承支援助成事業」を新設し、継承先の結びつけ等に係る仲介事業者等の支援や資産状況の調査、事業継承計画書の作成などの支援を受ける方に助成し、事業継承がスムーズに行われるよう対応してまいります。

各事業者に対する雇用支援枠拡充については、現行の地元雇用促進事業、外国人雇用対策事業の活用を進め、有効な対策についても調査研究を進めるよう考えています。

まちづくり・人づくりへの対応につきましては、令和6年度に策定する「第3期更別村デジタル田園都市国家構想総合戦略」において有効な施策・基本方針を打ち出してまいります。

環境レポート

常任委員会による「所管事務調査」の結果を報告します。

調査事項

ごみの減量化
・リサイクルの
取り組み状況について

総務厚生常任委員会

▼調査期日 2月13日

▼調査結果

(1) 現状について

①本村では、廃棄物処理法の規定により「更別村ごみ処理基本計画（令和3～12年度）」を策定し、計画の基本目標に「ごみ収集体制の効率化」、「最終処理施設の維持管理や輸送コストの削減等、ごみの適正処理体制の整備」、「資源ごみの回収拡大、分別収集等意識啓発によるごみの減量化、リサイクルの促進」の3点を掲げている。

②廃棄物の減量化の目標量について

下図①参照

③更別村リサイクルセンターについて

平成4年6月、敷地3640・5㎡内に作業舎（兼事務所）を建築後、作業舎（2棟目）、車庫、生ごみ処理機械

等が追加された。運営については、社会福祉協議会（高齢者勤労事業）に委託している。（維持管理費は下図②参照）

④十勝圏複合事務組合・十勝リサイクルプラザについて

リサイクルセンターに持ち込まれたごみ（家庭系）の多くは、十勝圏複合事務組合が委託する十勝リサイクルプラザに搬入されている。利用市町村は本村を含む1市5町2村であり、リサイクルプラザの運営経費（委託料）は、資源物売却収入を差し引いた額を、搬入実績により分担率を決定し、相互で負担している。

(2) 課題と今後の方向性について

前述のとおり、ごみの減量化とリサイクルの取り組み状況の詳しい説明と現地調査により、村の役割、村民としての役割が再確認できた。

課題としては、ごみステーションの設置場所が農村地区14か所と市街地の公営住宅が基本であるが、その利用方法等においてのルールやマナーを遵守されない方が見受けられ、それによりカラス等による被害が生じている。防

止策としては、網の二重化や下部に板の利用、或いは鍵の使用等も視野に入れているとのことであった。

一方では、高齢化率30%を超えた本村でのごみステーションの利用やリサイクル等で「認知症や暮らし方の不便さがある方には、何らかの手立てや補助を考えるべき」との意見も出された。

従前より本村では、毎年資源物ポスター全戸配布をはじめ、広報誌等で村民に理解を深めていただけ様、周知しているところだが、対象外の物も見られる現状もあり、村民の理解と意識向上を願うべく、個々の良識ある判断に頼る部分が大きく、周知と理解と行動の難しさを委員も共有したところである。

課題の2点目として、リサイクルセンターの生ごみ処理機は、購入後10年目となり保守点検や修繕により、この先4～5年の使用は可能とのこと、更新を令和9年度まで先延ばしする説明があつたが、同規模の機械が販売されていない点から、今後販売元の精査と、これを機に生ごみ処理の方向性について、再考も必要と考えるところである。

課題の3点目として、小型家電のリサイクルセンターでの受入については、村負担が生じており、既に運営収支について調査のとおり、大変厳しい情勢も否めないことから、状況を見極めつつ、将来を見据えて住民負担も視野に

入れた検討が必要と判断される。最後に、改めて村民一人ひとりのライフスタイルに配慮した衛生的で安心安全な生活の空間と、環境を整えることが何よりも大切であることを再認識すると共に、本調査事項は、村民のルールとマナーが基本であることはもちろん、持続可能な更別村であり続けるための日々の生活に密着した取り組みであることを、正に実感した次第である。

①廃棄物の減量化の目標量

ごみ排出量(1人1日当たり)

■R元年度実績 716.42^{グラム}

10%削減

□R12年度目標 644.78^{グラム}

【参考】北海道の
令和6年度目標量 → 900^{グラム}

②リサイクルセンター 維持管理経費

□R2～4年度決算

■歳入:3か年平均 80万円
・うち約70%が紙類売払

■歳出:3か年平均 1,473万円
・うち約80%以上が委託料
(運搬処分、リサイクル業務等)
・生ごみ処理機の燃料費が
増加傾向

議会に請願・陳情を されるときは

請願・陳情とは、国や道・市町村に対し希望や要望をすることです。議会への請願・陳情は、いつでも受付けていますが、事務処理の都合がありますので、定例議会開会月（次回は6月）の前月20日までに提出して下さい。
ご不明な点は、議会事務局にお問い合わせ下さい。

【議会事務局 52-2117】



2月15日、中札内村において令和5年度・中札内村議会議員等研修会が開催され、本村全議員が参加しました。
講師に、「災害復興法学」を提唱する弁護士岡本 正氏を招き、「災害時の住民支援と法制度」と題した講演が行われました。岡本氏は、東日本大震災による被災事例から「被災とは『お金とくらし』が困難になること。『知識の備え』という防災教育が必要」など、非常時に役立つ情報を話され、参加者は熱心に聴き入っていました。

2/15

中札内村議会議員等研修会に参加
災害時に必要な知識を学ぶ

皆 さん の ご 意 見 を

議会では、村政全般にわたり団体等の皆さんと意見交換を行う「議会懇談会」を開催しています。

ご意見は議会活動の参考とさせていただきますので、議会事務局までお気軽にご連絡ください。

お 聴 か せ く だ さ い

（尾立委員 記）

▼更別村で見る日高山脈は、清々しいだけでなく、大パノラマで、雪の季節の青さに至っては風景遺産と言っても過言ではない。
▼この村が、デジタル化、脱炭素でも同様にパーソナリティを発揮しようとする野心に、議会が貢献できることは、千載一遇のチャンスでもある。しかも、議事堂での活動が、こうした課題や提案により活性化していると、村内外の方々から何う時、身の引き締まる思いがするのは、私だけではないだろう。どこから、どの言語ユーザー地域からも、日本語の議事録が読める時代になっているのだから。
▼都市生活レベルを維持したまま田舎に住むことに対する関心は、高まっている。今後の努力と展開によつては、「利便性」の点でも、選ばれる地方に躍り出る可能性はある。
▼賑やかな、どの世代にとっても嬉しいビレッジライフのある村づくりに、議会がどう貢献できるか問われています。

議会日誌

2月	
4日	どんぐり保育園・生活とあそび・おはなしあそび発表会に議長出席
13日	総務厚生常任委員会全員協議会
13日	中札内村議会議員等研修会に全議員出席
15日	更別村の教育を考える村民集いに議長出席
18日	とちか広域消防事務組合議会、十勝圏複合事務組合議会、十勝中部広域水道企業団議事に議長出席
26日	
3月	
3日	どんぐり保育園・第20回卒園おめでとう会に議長出席
4日	議会運営委員会
11～18日	第1回議会定例会
14日	議会運営委員会
31日	どんぐり保育園入園・進級おめでとう会に議長出席
4月	
23日	十勝町村議会議長会定例会に議長出席
23日	十勝圏活性化推進期成会・農林水産経済委員会に議長出席
25日	議会運営委員会（広報）
30日	議会運営委員会

編集後記

